

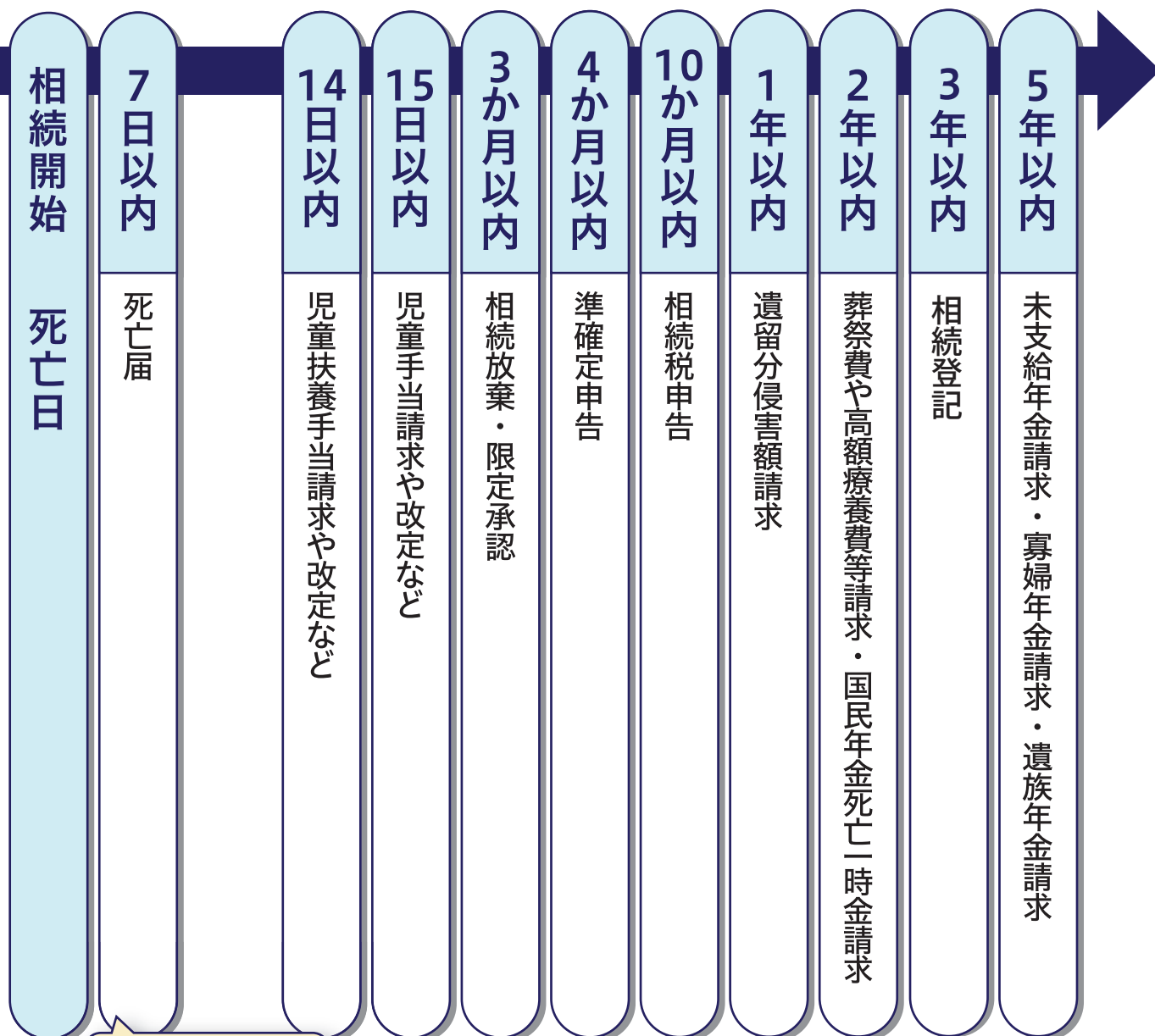
木更津市



# おくやみ手続き ガイドブック

## ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでお悔み申し上げます。  
木更津市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた  
「おくやみ手続きガイドブック」を作成いたしました。  
本冊子が皆様のお手続きの一助となれば幸いです。



死亡届が受理されると、火葬許可証をお渡しします。

1～2週間程度経過すると、死亡の記載のある住民票や戸籍謄本などが取得できるようになります。

## おくやみコーナーのご案内

ご親族の方が亡くなられた後の手続きにご不安をお持ちの方に、朝日庁舎市民課の「おくやみコーナー」において、各種手続きのお手伝いやご案内をさせていただきます。

※手続きによっては担当窓口にご案内をする場合もございます。

※木更津市以外に死亡届を提出された場合、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。  
市役所の各種手続きのご案内はその後となりますのでご了承ください。

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 対象となる方 | 亡くなられた方の住民登録が木更津市の方<br>※葬儀が終わっていること     |
| 受付期間   | 月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）<br>午前9時～午後5時 |
| 場所     | 木更津市役所朝日庁舎 市民課                          |

## おくやみコーナーの利用方法

おくやみコーナーを利用するためには、事前に電話でのご予約が必要です。

予約時に、どのような手続きを行う予定かお伝えください。

電話での予約から、3営業日以降に受付させていただきます。

|     |                                                   |
|-----|---------------------------------------------------|
| ご予約 | <b>市民課 ☎0438-23-7254</b><br>『おくやみコーナーの予約』とお伝えください |
|-----|---------------------------------------------------|

※市役所以外で行う手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍謄本、住民票、税に関する証明書など）があるため、各契約会社などにお問い合わせいただいてから市役所にお越しいただくと手続きが進みやすくなります。（P38、39 参照）

## 全国自治体おくやみナビ手続きのご案内

「全国自治体おくやみ手続きナビ」は、全国の自治体に対応したおくやみ手続き案内サービスです。遺族や手続き対応者が質問に答えていくだけで必要な手続きを抽出し、把握することができます。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12206>



## おくやみコーナーにお持ちいただくもの

おくやみコーナーにお越しの際には、下記の内該当するものをお持ちください。

※必要となる手続きなどにつきましては、ガイドブックの各ページをご確認ください。

『亡くなられた方のもの』が見つからない場合や紛失している場合は、電話での予約時にご相談ください。

| 来庁される方のもの                                                | ガイドブック<br>該当ページ |
|----------------------------------------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類                          | 9               |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など（申請者と死亡者の続柄がわかるもの）        |                 |
| <input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカード（喪主、相続人代表、年金請求者など） |                 |
| <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀費用の領収書                 | 10、11           |
| <input type="checkbox"/> 新たな引落口座の通帳またはキャッシュカードと銀行印       |                 |
| <input type="checkbox"/> 年金を請求される方のマイナンバーカードまたは通知カード     | 14 ～ 17         |
| <input type="checkbox"/> 火葬許可証の原本及び火葬場使用料の領収証の写し         | 31 ～ 33         |
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（市役所以外の手続きで印鑑証明書が必要な場合）    |                 |
| <input type="checkbox"/> 印鑑（認印可）                         |                 |
| <input type="checkbox"/> 委任状（代理人が手続きを行う場合）               |                 |

| 亡くなられた方のもの                                                         | ガイドブック<br>該当ページ |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書等または後期高齢者資格確認書等                | 10、11           |
| <input type="checkbox"/> 年金証書、年金手帳                                 | 14 ～ 17         |
| <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー                                 | 14、17           |
| <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証          | 22              |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳                     | 25              |
| <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給券、自立支援医療（精神通院）受給者証            | 24、25           |
| <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給券、児童扶養手当証書、<br>ひとり親家庭等医療費等助成受給券 | 28 ～ 30         |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは通知カード                         |                 |
| <input type="checkbox"/> その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの             |                 |

※年金手続きや戸籍謄本・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合、委任状が必要となる場合がございます。P41の委任状をコピーしてご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

※来庁いただく方の続柄によっては手続き出来ないものもございますので、あらかじめご了承ください。

# 手続きチェックリスト

| 項目            | 手続き内容                  | チェック                     | 担当窓口                                                    | ページ |
|---------------|------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|-----|
| 証明書等          | 戸籍（除籍）謄本の取得            | <input type="checkbox"/> | 市民課<br>住民記録第2係                                          | 7A  |
|               | 住民票除票の取得               | <input type="checkbox"/> |                                                         | 7B  |
|               | マイナンバーカードなどの返納         | <input type="checkbox"/> |                                                         | 8C  |
|               | 印鑑登録証の返還               | <input type="checkbox"/> |                                                         | 9D  |
| 国民<br>健康保険    | 葬祭費の申請                 | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>国保給付係                                          | 10A |
|               | 高額療養費の申立て申請            | <input type="checkbox"/> |                                                         | 10B |
|               | 療養費の申立て申請              | <input type="checkbox"/> |                                                         | 10C |
| 後期高齢者<br>医療制度 | 葬祭費の申請                 | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>後期高齢者医療係                                       | 11A |
|               | 保険料還付金の口座依頼            | <input type="checkbox"/> |                                                         | 11B |
|               | 高額療養費の申立て申請            | <input type="checkbox"/> |                                                         | 11C |
|               | 療養費の申立て申請              | <input type="checkbox"/> |                                                         | 12D |
| 年金            | 未支給年金の請求               | <input type="checkbox"/> | 保険年金課 年金係<br>または<br>木更津年金事務所<br>※年金の加入状況などにより担当窓口が異なります | 14A |
|               | 年金受給権者死亡届              | <input type="checkbox"/> |                                                         | 14B |
|               | 死亡一時金の請求               | <input type="checkbox"/> |                                                         | 15C |
|               | 寡婦年金の請求                | <input type="checkbox"/> |                                                         | 16D |
|               | 遺族基礎年金の請求              | <input type="checkbox"/> |                                                         | 17E |
|               | 農業者年金に関する手続き           | <input type="checkbox"/> | 農業委員会事務局                                                | 17F |
| 税金            | 市税の相続人代表者の指定届          | <input type="checkbox"/> | 市民税課<br>資産税課<br>保険年金課                                   | 18A |
|               | 原動機付自転車、<br>軽自動車などの廃止  | <input type="checkbox"/> | 市民税課<br>諸税係                                             | 19B |
|               | 固定資産（土地・家屋）<br>現所有者の申告 | <input type="checkbox"/> | 資産税課                                                    | 20C |
|               | 未登記家屋の名義変更             | <input type="checkbox"/> |                                                         | 20D |
|               | 共有資産代表者変更届             | <input type="checkbox"/> |                                                         | 20E |
|               | 納税に関する相談               | <input type="checkbox"/> | 収税対策室                                                   | 21F |
|               | 市税口座振替の変更・解約           | <input type="checkbox"/> |                                                         | 21G |

# 手続きチェックリスト

| 項目  | 手続き内容               | チェック                     | 担当窓口                                                | ページ     |
|-----|---------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|---------|
| 介護  | 被保険者証等返納            | <input type="checkbox"/> | 介護保険課<br>介護認定給付係                                    | 22A     |
|     | 相続人の代表者の指定          | <input type="checkbox"/> | 介護保険課<br>介護保険料係                                     | 22B     |
| 高齢者 | 高齢者福祉サービス           | <input type="checkbox"/> | 高齢者福祉課<br>いきがい支援係                                   | 23A     |
| 障がい | 各種手当の喪失・変更          | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課<br>障がい給付係                                    | 24A     |
|     | 重度心身障害者医療費受給券の返納    | <input type="checkbox"/> |                                                     | 24B     |
|     | 精神障害者医療費助成制度の喪失     | <input type="checkbox"/> |                                                     | 25C     |
|     | 各種障害手帳の返納           | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課<br>障がい支援係                                    | 25D     |
|     | 自立支援医療(精神通院)受給者証の返納 | <input type="checkbox"/> |                                                     | 25E     |
|     | 有料道路障害者割引制度の解除      | <input type="checkbox"/> | NEXCO東日本有料道路<br>ETC割引登録係                            | 26      |
|     | 自動車税の減免登録の解除        | <input type="checkbox"/> | 普通自動車の場合<br>木更津県税事務所<br>軽自動車の場合<br>朝日庁舎 市民税課<br>諸税係 | 26      |
| 子ども | 保育園                 | <input type="checkbox"/> | こども保育課<br>保育係                                       | 27A     |
|     | 児童手当                | <input type="checkbox"/> | こども政策課<br>子育て給付係                                    | 27B,27C |
|     | 児童扶養手当              | <input type="checkbox"/> |                                                     | 28D,28E |
|     | ひとり親家庭等医療費等助成       | <input type="checkbox"/> |                                                     | 28F,29G |
|     | 子ども医療費助成(受給券)       | <input type="checkbox"/> |                                                     | 29H     |
|     | 遺児手当                | <input type="checkbox"/> | こども政策課                                              | 29I,30J |
|     | 学校給食費用口座振替口座の名義変更   | <input type="checkbox"/> | 学校給食課<br>給食係                                        | 30K     |

## 手続きチェックリスト

| 項目          | 手続き内容              | チェック                     | 担当窓口           | ページ             |
|-------------|--------------------|--------------------------|----------------|-----------------|
| 火葬          | 他市火葬場を使用した際の火葬費助成金 | <input type="checkbox"/> | 生活環境課<br>生活衛生係 | 31A             |
| 木更津<br>市営霊園 | 木更津市霊園一般墓地         | <input type="checkbox"/> | 生活環境課<br>生活衛生係 | 32A,32B,<br>33C |
|             | 木更津市霊園内合葬式墓地       | <input type="checkbox"/> |                | 33D             |
| 愛犬          | 犬の登録事項変更           | <input type="checkbox"/> | 生活環境課<br>生活衛生係 | 34A             |
| 農地森林        | 農地法による届出           | <input type="checkbox"/> | 農業委員会事務局       | 35A             |
|             | 森林法による届出           | <input type="checkbox"/> | 農林水産課          | 35B             |
|             | 生産緑地（特定生産緑地）       | <input type="checkbox"/> | 市街地整備課         | 35C             |
| 市営住宅        | 市営住宅入居者            | <input type="checkbox"/> | 住宅課<br>市営住宅係   | 36A,36B         |
| 上下水道        | 上水道に関すること          | <input type="checkbox"/> | かずさ水道広域連合企業団   | 37              |
|             | 下水道に関すること          | <input type="checkbox"/> | 下水道推進室         | 37              |

## 証明書など

### A 戸籍（除籍）謄本の取得

本籍地が木更津市るとき（本籍地が木更津市以外の場合でも広域交付により木更津市で取得できる場合があります。）

#### 持ち物

- ・ 本人確認書類
- ※郵送での申請ができます（P42 に申請用紙あり）。詳しくは本籍地にお問い合わせください。

| 証明の種類           | 手数料       |
|-----------------|-----------|
| 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） | 1 通 450 円 |
| 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） |           |
| 除籍全部事項証明書（除籍謄本） | 1 通 750 円 |
| 除籍個人事項証明書（除籍抄本） |           |
| 改製原戸籍謄（抄）本      | 1 通 300 円 |
| 戸籍の附票           |           |

※児童扶養手当の手続きなどに使用する場合は、手数料が無料になる場合があります。

#### 期限

なし

#### 手続きができる人

戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）

※上記に記載のない方が申請する場合、委任状などの書類が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

#### 窓口

朝日庁舎 市民課  
住民記録第2係  
☎0438-23-7253

### B 住民票除票の取得

最終住民登録地が木更津市るとき

#### 持ち物

- ・ 本人確認書類
- ・ 利害関係人とわかる疎明資料（戸籍謄本や提出先からのお便り）
- ※世帯主、続柄、本籍、筆頭者の表示は原則省略となります。
- ※マイナンバーは表示できません。
- ※提出先、使用目的が必要です。

#### 期限

なし

#### 手続きができる人

相続人など

#### 窓口

朝日庁舎 市民課  
住民記録第2係  
☎0438-23-7253

## 証明書など

### C マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返納

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ マイナンバーカード      ・ 通知カード
- ※番号制度の対象手続きでマイナンバーが必要となる場合がありますので、マイナンバーカード・通知カードの廃棄はその他の手続きが済みましたら、安全に廃棄していただくか、返納してください。
- ・ 住民基本台帳カード
- ※亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となります。  
返還をご希望の方は、窓口までお持ちください。

#### 期限

なし

#### 手続きができる人

相続人など

#### 窓口

朝日庁舎 市民課  
住民記録第2係（マイナンバー担当）  
☎0438-23-7291

#### マイナンバーの通知カードの取扱いについて

通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている事項と一致しているときは、通知カードがマイナンバーを証明する書類として使用できますが、記載事項に変更がある場合は使用できません。

## 証明書など

### D 印鑑登録証の返還

印鑑登録をされていた方が亡くなられたとき

#### 持ち物

・亡くなられた方の印鑑登録証  
※亡くなられた方の印鑑登録証は無効となります。

#### 期限

なし

#### 手続きができる人

相続人など

#### 窓口

朝日庁舎 市民課  
住民記録第2係  
☎0438-23-7253

### 証明書など取得の際の本人確認書類

下の一覧のうち、①なら1点、②なら2点、②と③なら各1点ずつの2点

※③の確認書類2点では認められません。

有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限りします。

|   |                                                                                                                                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 自動車運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付のもの）、在留カード、船員手帳など本人の顔写真付の公的証明書                                                                          |
| ② | 健康保険の資格確認証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、顔写真付学生証、社員証（顔写真付きのもの）、住民基本台帳カード（顔写真のないもの）など<br>※すでに発行されている保険証は有効期限または令和7年12月1日のどちらか早い方までは、②の本人確認書類として利用できます。 |
| ③ | キャッシュカード、通帳、診察券（氏名などが印字されたもの）、公共料金領収書など                                                                                                     |

※マイナンバーの通知カードは本人確認の書類にはなりません。

※代理人が申請するときは、代理人の本人確認をします。また、委任状が必要となる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。

# 国民健康保険

## A 葬祭費の申請

国民健康保険に加入していた方が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 会葬礼状または葬儀費用の領収書  
(領収書の場合は窓口にて申立書の記入が必要)
- ・ 通帳など (喪主のもの)
- ・ 印鑑 (喪主のもの)
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 委任状 (喪主と別世帯の代理の方が手続きをする場合・喪主と口座名義人が異なる場合)
- ・ 亡くなられた方の資格確認書など
- ・ 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カード

### 期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

### 手続きができる人

喪主

### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
国保給付係  
☎0438-23-7014

## B 高額療養費の申立て申請

国民健康保険に加入していた方が、高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

### 持ち物

- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

### 期限

診療月の翌月の1日から2年以内

### 手続きができる人

相続人

### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
国保給付係  
☎0438-23-7014

## C 療養費の申立て申請

国民健康保険に加入していた方が、療養費の申請中で支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

### 持ち物

- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

### 期限

領収日の翌日から2年以内

### 手続きができる人

相続人

### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
国保給付係  
☎0438-23-7014

## 後期高齢者医療制度

### A 葬祭費の申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 亡くなられた方の資格確認書など
- ・ 会葬礼状または葬儀費用の領収書  
(領収書の場合は窓口にて申立書の記入が必要)
- ・ 通帳など (喪主のもの)
- ・ 印鑑 (喪主のもの)
- ・ 委任状 (喪主と口座名義人が異なる場合)

#### 期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

#### 手続きができる人

被保険者の親族など

#### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
後期高齢者医療係  
☎0438-23-7024

### B 保険料還付金の口座依頼

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

#### 期限

還付が発生してから2年以内

#### 手続きができる人

被保険者の親族など

#### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
後期高齢者医療係  
☎0438-23-7024

### C 高額療養費の申立て申請

後期高齢者医療制度に加入していた方・口座名義人が、高額療養費の支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

#### 持ち物

- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

#### 期限

診療月の翌月の1日から2年以内

#### 手続きができる人

被保険者の親族など

#### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
後期高齢者医療係  
☎0438-23-7014

## 後期高齢者医療制度

### D 療養費の申立て申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が、療養費の申請中で支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

#### 持ち物

- ・印鑑（相続人のもの）
- ・通帳など（相続人のもの）
- ・委任状（申請者と口座名義人が異なる場合）

#### 期限

領収日の翌日から2年以内

#### 手続きができる人

被保険者の親族など

#### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
後期高齢者医療係  
☎0438-23-7024

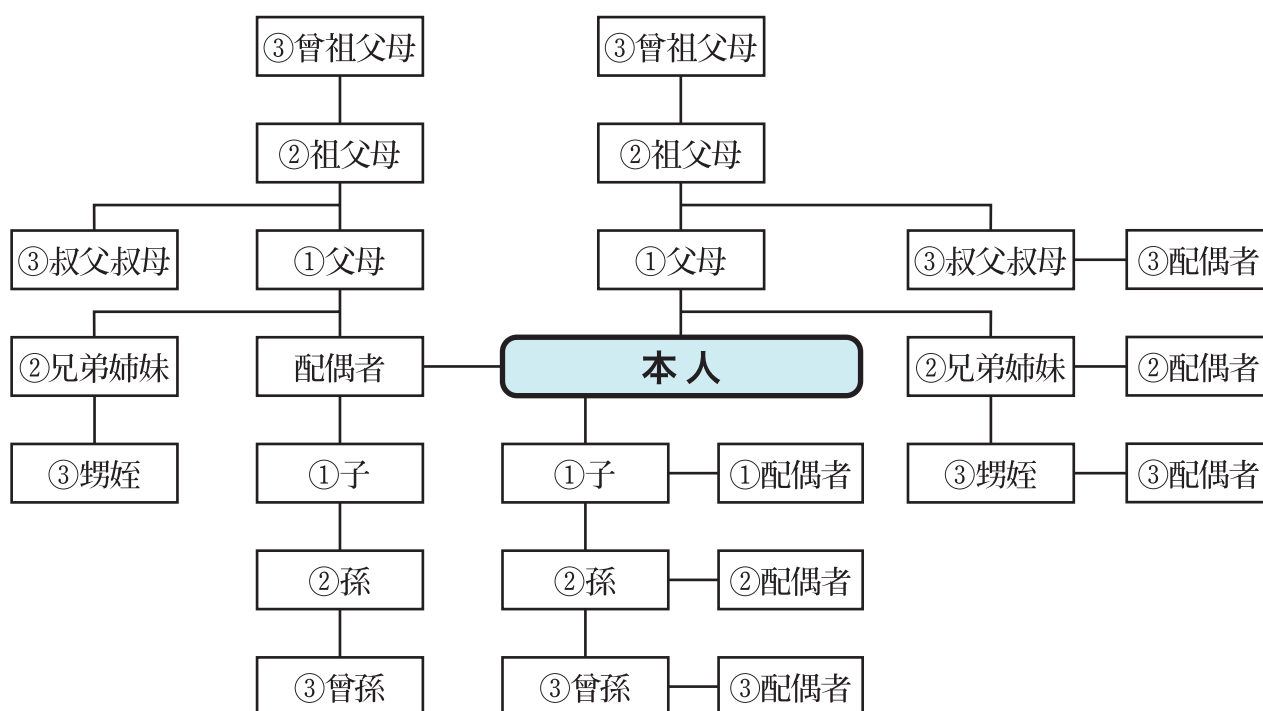
# 年金

年金受給権者が亡くなられた場合、速やかに年金の受け取りを止める必要があります。  
 年金は受給権者が亡くなられた月分まで支給されます。（10月1日に亡くなられた場合、10月分までが支給され、振込月は12月になります）  
 日本年金機構において、マイナンバーが収録されている方が亡くなられた場合、年金の支払いが「保留」されます。

| こんなとき                                                                  | 手続き内容                | ページ        |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------|
| 「保留」となった年金、また、死亡日以降に振り込まれた年金を、亡くなられた方と生計を同じくしていた親族（3親等まで）の方が請求手続きできるもの | 未支給年金の請求             | 14A        |
| 生計を同じくしていた親族（3親等まで）がいない場合                                              | 年金受給権者死亡届            | 14B        |
| 国民年金の未受給の方が亡くなられた場合、納付などの状況により生計を同じくしていた親族（2親等まで）の方が請求手続きできるもの         | 死亡一時金の請求書            | 15C        |
| 亡くなられた方に<br>一定の条件が当てはまる遺族がいる場合                                         | 寡婦年金の請求<br>遺族基礎年金の請求 | 16D<br>17E |

国民年金のほかに、厚生年金などに加入期間がある場合は木更津年金事務所、企業年金や共済年金に加入期間がある場合は、それぞれの年金機関に亡くなられたことを連絡する必要があります。必要な手続きなどはそれぞれの年金機関でお尋ねください。

## 年金における3親等の親族



# 年金

## A 未支給年金の請求（B. 年金受給権者死亡届を含む）

年金を受けている方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

### 持ち物（受給していた年金が国民年金のみの場合）

- ・ 亡くなられた方の年金証書※1
  - ・ 亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）※2
  - ・ 亡くなられた方の住民票除票および請求する方の世帯全員の住民票（本籍、続柄が記載されたもの）※3
  - ・ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
  - ・ 請求者の通帳またはキャッシュカード
  - ・ 生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求する方が別世帯の場合）
  - ・ 手続きに来る方の本人確認書類
  - ・ 委任状（代理の方が手続きをする場合）
- ※1 紛失の場合は窓口でお申し出ください。  
 ※2 請求する方が配偶者の場合、マイナンバーを記入することで戸籍謄本の添付を省略できます。  
 ※3 マイナンバーを記入することで請求する方の世帯全員の住民票の添付を省略できます。

★請求する方によって必要な書類が異なりますので詳しくは右記にご確認ください。

### 期限

受給権者の年金の支払日の翌月1日から5年以内

### 請求ができる人

生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

### 窓口

国民年金のみ受給していた場合  
朝日庁舎 保険年金課  
年金係

☎0438-23-7059

厚生年金などを受給していた場合  
木更津年金事務所

☎0438-23-7616

☎0570-05-4890（予約専用）

※請求者が在住する所轄の年金事務所でも手続きができます。

## B 年金受給権者死亡届

亡くなられた年金受給者と生計を同じくしていた遺族がいないとき

### 持ち物

- ・ 亡くなられた方の年金証書※1
  - ・ 死亡の事実を確認できる書類（住民票除票、戸籍謄本、死亡診断書の写しまたは死亡届の記載事項証明書）※2
  - ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ※1 紛失の場合は窓口でお申し出ください。  
 ※2 亡くなられた方のマイナンバーが日本年金機構に収録されている場合、死亡の事実を確認できる書類の添付が省略できます。

### 期限

速やかに

### 手続きができる人

遺族など

### 窓口

国民年金のみ受給していた場合  
朝日庁舎 保険年金課  
年金係

☎0438-23-7059

厚生年金などを受給していた場合  
木更津年金事務所

☎0438-23-7616

☎0570-05-4890（予約専用）

## C 死亡一時金の請求

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族が請求することができます。

※死亡一時金と寡婦年金の両方を受け取ることができる場合はどちらか一方を選択して受けとることとなります。

### 持ち物

- ・ 亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳※1
- ・ 亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）※2
- ・ 亡くなられた方の住民票除票および請求する方の世帯全員の住民票（本籍、続柄が記載されたもの）※3
- ・ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 請求者の通帳またはキャッシュカード
- ・ 生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求する方が別世帯の場合）
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 委任状（代理の方が手続きをする場合）

※1 紛失の場合は窓口でお申し出ください。

※2 請求する方が配偶者の場合、マイナンバーを記入することで戸籍謄本の添付を省略できます。

※3 マイナンバーを記入することで請求する方の世帯全員の住民票の添付を省略できます。

★請求する方によって必要な書類が異なりますので詳しくは右記にご確認ください。

### 期限

死亡日の翌日から2年以内

### 請求ができる人

生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方

### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
年金係

☎0438-23-7059

## D 寡婦年金の請求

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間および国民年金保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなられたとき、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時その夫に生計維持されていた妻が60歳から65歳までの間受けることができます。  
 ※夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。  
 ※妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。  
 ※妻が他の年金を受け取っている場合は、選択になります。  
 ※寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合はどちらか一方を選択して受けとることとなります。

### 持ち物

- ・ 亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳※1
  - ・ 亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類(戸籍謄本など)※2
  - ・ 亡くなられた方の住民票除票および請求する方の世帯全員の住民票(本籍、続柄が記載されたもの)※2
  - ・ 請求者の収入が確認できる書類(所得証明書など)※2
  - ・ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
  - ・ 請求者の通帳またはキャッシュカード
  - ・ 手続きに来る方の本人確認書類
  - ・ 委任状(代理の方が手続きをする場合)
- ※1 紛失の場合は窓口でお申し出ください。  
 ※2 請求者のマイナンバーを記入することで添付を省略できます。

★請求する方によって必要な書類が異なりますので詳しくは右記にご確認ください。

### 死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類

- ・ 第三者行為事故状況届(所定の様式あり)
- ・ 交通事故証明または事故が確認できる書類
- ・ 確認書(所定の様式あり)
- ・ 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- ・ 損害賠償金の算定書
- ・ 損害保険会社などへの照会にかかる同意書

### 期限

死亡日の翌日から5年以内

### 請求ができる人

10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻

### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
 年金係  
 ☎0438-23-7059

# 年金

## E 遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「子」が受けることができます。

### 持ち物

- ・亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳※1
- ・亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）※2
- ・亡くなられた方の住民票除票および請求する方の世帯全員の住民票（本籍、続柄が記載されたもの）※2
- ・請求者（子を含む）の収入が確認できる書類（所得証明書など）※2
- ・死亡診断書の写しまたは死亡届の記載事項証明書
- ・請求者（子を含む）の通帳またはキャッシュカード
- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・委任状（代理の方が手続きをする場合）

※1 紛失の場合は窓口でお申し出ください。

※2 請求者のマイナンバーを記入することで添付を省略できます。

★請求する方によって必要な書類が異なりますので詳しくは右記にご確認ください。

### 死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類

- ・第三者行為事故状況届（所定の様式あり）
- ・交通事故証明または事故が確認できる書類
- ・確認書（所定の様式あり）
- ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- ・損害賠償金の算定書

### その他状況によって必要な書類

- ・亡くなられた方の年金証書
- ・合算対象期間が確認できる書類

### 期限

死亡日の翌日から5年以内

### 請求ができる人

生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」

#### ※子の条件

- ・18歳到達年度の年度末を経過していないこと
- ・20歳未満で障害年金等級1・2級に該当すること
- ・婚姻していないこと

### 窓口

朝日庁舎 保険年金課  
年金係

☎0438-23-7059

死亡日時点で厚生年金加入中または国民年金第3号被保険者期間中の場合

木更津年金事務所

☎0438-23-7616

☎0570-05-4890（予約専用）

※死亡日時点で共済加入中の場合、各共済組合

## F 農業者年金に係る死亡届・未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求

農業者年金を受給されている方、受給するまでお待ちいただいている方または加入されている方が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・農業者年金証書（被保険者の場合は、被保険者証）
  - ・亡くなられた方の戸籍謄本（死亡の記載のあるもの）、住民票除票または死亡日に関する市区町村の証明書などの書類
- ※未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求する場合は追加で書類などが必要になりますので、詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。

### 期限

死亡日の翌日から5年以内

### 手続きができる人

遺族の方

### 窓口

朝日庁舎 農業委員会事務局  
国保給付係

☎0438-23-8693

## A 市税の相続人代表者の指定届

納税義務者または特別徴収義務者が亡くなられ、その相続人が2人以上いるとき

### 持ち物

- ・ 相続人代表者指定（変更）届出書
- ※相続放棄をしている場合は相続放棄申述受理通知書の提出を求めます。
- ※その他、相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求める場合があります。

### 期限

相当な期間（概ね3か月）

### 手続きができる人

納税義務者または  
特別徴収義務者の相続人

### 窓口

朝日庁舎  
市県民税、軽自動車税種別割：  
市民税課  
市民税係（市県民税）  
☎0438-23-8571・8574

諸税係（軽自動車税種別割）  
☎0438-23-8576

固定資産税、都市計画税：  
資産税課  
☎0438-23-8674

国民健康保険税：  
保険年金課  
☎0438-23-7046

# 税金

## B 原動機付自転車、軽自動車などの手続き

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・ 原動機付自転車 (総排気量125cc以下のオートバイ・ミニカー・電動キックボード)
  - ・ 小型特殊自動車 (農耕用車両・フォークリフトなど)
- ※「木更津市」のナンバーがついているもの

### 持ち物

- ・ 軽自動車税 (種別割) 廃車申告書兼標識返納書
- ・ 届出人の本人確認書類
- ・ 標識交付証明書
- ・ 標識 (ナンバープレート)、標識を紛失した場合には200円の弁償金

※相続人であることを確認できる書類 (戸籍謄本など) を求める場合があります。

※名義変更して引き続き所有する方がいる場合や、代理の方が手続きする場合は、事前にお問い合わせください。

### 期限

死亡日から 30 日以内

### 手続きができる人

相続人

### 窓口

朝日庁舎 市民税課  
諸税係

☎0438-23-8576

富来田出張所

☎0438-53-2027

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・ 4 輪および 3 輪の軽自動車
- ・ 2 輪の軽自動車 (総排気量 125cc を超え、250cc 以下のもの)
- ・ 2 輪の小型自動車 (総排気量 250cc を超えるもの)

### 持ち物

※右記担当窓口までお問い合わせください。

### 期限

死亡日から 30 日以内

### 手続きができる人

相続人

### 窓口

・ 4 輪および 3 輪の軽自動車  
軽自動車検査協会千葉事務所  
袖ヶ浦支所

☎050-3816-3116

- ・ 2 輪の軽自動車 (総排気量125ccを超え250cc以下のもの)
- ・ 2 輪の小型自動車 (総排気量250ccを超えるもの)

関東運輸局千葉運輸支局  
袖ヶ浦自動車検査登録事務所

☎050-5540-2025

# 税金

## C 固定資産（土地・家屋）現所有者の申告

相続登記が年内に完了する見込みがないとき  
※相続登記がすでに完了している場合は申告は必要ありません。

### 持ち物

- ・固定資産（土地・家屋）現所有者申告書

※相続放棄をしている場合は相続放棄申述受理通知書の提出を求めます。

※その他、相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求める場合があります。

### 期限

相当な期間（概ね 3 か月）

### 手続きができる人

相続人など

### 窓口

朝日庁舎 資産税課

土地係

☎0438-23-8674

## D 未登記家屋の名義変更

未登記家屋の所有者を変更するとき

### 持ち物

- ・補充課税台帳所有者変更申請書
- ・遺産分割協議書または公正証書全ページの写し
- ・亡くなられた方と相続人全員との相関図（もしくは戸籍謄本など）の写し
- ・遺産分割協議書に添付してある印鑑証明書すべての写し

※その他、相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求める場合があります。

### 期限

相当な期間（概ね 3 か月）

### 手続きができる人

未登記家屋の所有者を変更される方

### 窓口

朝日庁舎 資産税課

家屋係

☎0438-23-8672

## E 共有資産代表者変更届

被相続人の共有固定資産代表納税義務者であった場合の代表納税義務者

### 持ち物

- ・相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）

### 期限

相続が発生したことを知った日から  
3 か月以内

### 手続きができる人

相続人など

### 窓口

朝日庁舎 資産税課

土地係

☎0438-23-8674

# 税金

## F 納税に関する相談

市税の未納がある方が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 納税通知書または領収書
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類

※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求める場合があります。

### 期限

速やかに

### 手続きができる人

納税管理人・相続人代表者など

### 窓口

朝日庁舎 収税対策室

☎0438-23-8714

## G 市税口座振替の変更・解約

市税振替口座の名義人が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 納税通知書
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ （口座変更を行う場合）変更を希望する銀行口座の通帳またはキャッシュカード
- ・ 銀行届出印

※口座振替変更 / 廃止依頼書の記入を行っていただきます。

※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求める場合があります。

### 期限

速やかに

### 手続きができる人

納税義務者・納税管理人・相続人代表者など

### 窓口

朝日庁舎 収税対策室

☎0438-23-8714

## 介護

### A 被保険者証等返納

介護保険の被保険者が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 介護保険負担割合証（要介護・要支援認定をお持ちの方のみ）
- ・ 介護保険負担限度額認定証（認定を受けた方のみ）

#### 期限

なし

#### 手続きができる人

相続人など

#### 窓口

朝日庁舎 介護保険課  
介護認定給付係  
☎0438-23-7162

### B 相続人の代表者の指定

介護保険被保険者（65歳以上）が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 相続人代表者申出書
- ※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求め  
る場合があります。
- ※相続放棄をしている場合は相続放棄申述受理通知書の提出  
を求めます。

#### 期限

概ね3か月

#### 手続きができる人

相続人など

#### 窓口

朝日庁舎 介護保険課  
介護保険料係  
☎0438-23-7161

# 高齢者

## A 高齢者福祉サービス

次のいずれかの利用者が亡くなられたとき

- ・ 高齢者配食サービス
- ・ 認知症高齢者等見守りシール
- ・ 高齢者見守りキーホルダー
- ・ 高齢者紙おむつ給付
- ・ はり・きゅう・マッサージ施術費助成
- ・ 老人用電話の利用者

次のいずれかの利用世帯の世帯主が亡くなられたとき

- ・ 緊急通報装置貸与
- ・ 高齢者見守り等タブレット端末貸与
- ・ 高齢者タクシー利用助成

### 持ち物

※ご利用のサービスによって、手続きに必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。

### 期限

速やかに

### 手続きができる人

制限なし（親族・ケアマネジャーなど）

### 窓口

朝日庁舎 高齢者福祉課  
いきがい支援係  
☎0438-23-2695

# 障がい

## A 各種手当の喪失・変更

下記の手当について対象の障がい児者、もしくは手当受給者が亡くなられたとき

- ・ 特別障害者手当
- ・ 重度心身障害者福祉手当
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 木更津市中心身障害児童福祉手当

### 持ち物

※手当の種類や、亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。

### 期限

速やかに  
(受給資格がなく手当を受給した場合は、手当を返還していただきます。)

### 手続きができる人

制限なし  
(親族、後見人、施設職員など)

### 窓口

朝日庁舎 障がい福祉課  
障がい給付係  
☎0438-23-8513

## B 重度心身障害者医療費受給券の返納

重度心身障害者医療助成制度の認定を受けていた方が亡くなったとき

### 持ち物

- ・ 重度心身障害者医療費受給券
- ・ 障がい者本人以外の通帳など

### 期限

速やかに

### 手続きができる人

制限なし  
(親族、後見人、施設職員など)

### 窓口

朝日庁舎 障がい福祉課  
障がい給付係  
☎0438-23-8513

## 障がい

### C 精神障害者医療費助成制度の喪失

精神障害者医療費助成制度の認定を受けていた方が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 障がい者本人以外の通帳など

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

制限なし  
(親族、後見人、施設職員など)

#### 窓口

朝日庁舎 障がい福祉課  
障がい給付係  
☎0438-23-8513

### D 各種障害者手帳の返納

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 障害者手帳
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

制限なし  
(親族、後見人、施設職員など)

#### 窓口

朝日庁舎 障がい福祉課  
障がい支援係  
☎0438-23-8497

### E 自立支援医療（精神通院）受給者証の返納

自立支援医療（精神通院）を受けていた方が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 自立支援医療（精神通院）受給者証
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

制限なし  
(親族、後見人、施設職員など)

#### 窓口

朝日庁舎 障がい福祉課  
障がい支援係  
☎0438-23-8497

# 障がい

## その他障がい者制度

下記の制度を利用されていた方が亡くなられたときに手続きが発生します。詳細は担当窓口までお問い合わせください。

| 制度名         | 窓口                                        |
|-------------|-------------------------------------------|
| 有料道路障害者割引制度 | NEXCO 東日本有料道路 ETC 割引登録係<br>☎045-477-1233  |
| 自動車税の減免登録   | 普通自動車の場合<br>木更津県税事務所<br>☎0438-25-1110     |
|             | 軽自動車の場合<br>朝日庁舎 市民税課 諸税係<br>☎0438-23-8576 |

# 子ども

## A 保育園関係手続き

保育施設や幼稚園に在園または入園申請している児童やその保護者が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 本人確認書類

### 期限

速やかに

### 手続きができる人

保護者（保護者が亡くなられた場合は親族など）

### 窓口

朝日庁舎 こども保育課  
保育係  
☎0438-23-7245

## B 児童手当の認定請求または未支払手当請求

受給者が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 新しく受給者になる方の口座がわかるもの
- ・ 保険資格がわかるもの
- ・ 支給対象児童名義の口座がわかるもの

### 期限

死亡日から 15 日以内  
（認定請求した翌月分から支給）

### 手続きができる人

新たに受給者になる方

### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

## C 児童手当の額改定届または消滅届

児童が亡くなられたとき

### 持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

### 期限

死亡日から 15 日以内

### 手続きができる人

受給者

### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

# 子ども

## D 児童扶養手当受給者関係手続き

対象児童や受給資格者が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 受給資格者死亡の場合は、対象児童の口座がわかるもの

### 期限

死亡日から 14 日以内

### 手続きができる人

受給資格者（受給資格者が亡くな  
られた場合は親族など）

### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

## E 児童扶養手当の認定請求

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、または、父母に代わってその児童を養育している方が亡くな  
られたとき

※所得制限があります。

### 持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

### 期限

認定請求した翌月分から支給

### 手続きができる人

対象児童を監護（養育）する方

### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

## F ひとり親家庭等医療費等助成受給券の交付申請

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、または、父母に代わってその児童を養育している方が亡  
くなられたとき

※所得制限があります。

### 持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

### 期限

交付申請をした日から助成対象

### 手続きができる人

対象児童を監護（養育）する方

### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

## 子ども

### G ひとり親家庭等医療費等助成の資格変更届（児童減） または資格消滅届

対象児童や受給資格者が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ ひとり親家庭等医療費等助成受給券

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

受給資格者（受給資格者が亡くな  
られた場合は親族など）

#### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

### H 子ども医療費助成関係手続き

子ども医療費助成受給券の対象児童やその保護者が亡くなられ  
たとき

#### 持ち物

- ・ 子ども医療費助成受給券

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

保護者または児童を監護する方

#### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
子育て給付係  
☎0438-23-7243

### I 遺児手当の支給申請

義務教育終了前および学校教育法第1条に規定する高等学校ま  
たは高等専門学校（第4学年、第5学年を除く）に在学中の児  
童を監護している保護者が亡くなられたとき  
※所得制限があります。

#### 持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

#### 期限

速やかに  
（申請を受けた日の属する月から支給）

#### 手続きができる人

遺児を現に監護する方

#### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
未来サポート係  
☎0438-42-1426

## 子ども

### J 遺児手当の受給者資格喪失届

遺児が亡くなられたとき

#### 持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

#### 期限

速やかに  
(亡くなられた日の属する月まで支給)

#### 手続きができる人

受給者

#### 窓口

朝日庁舎 こども政策課  
未来サポート係  
☎0438-42-1426

### K 学校給食費用口座振替口座の名義変更

木更津市内の公立小中学校に在学している児童生徒の給食費引落口座の名義人が亡くなられたとき

#### 持ち物

・新しく登録をしたい口座の通帳と銀行印

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

木更津市内の小中学校に在学中の児童生徒の保護者または親族(祖父母、叔父叔母など)

#### 窓口

朝日庁舎 学校給食課  
給食係  
☎0438-23-8440

# 火葬

## A 他市火葬場を使用した際の火葬費助成金

死亡当時に本市の市民である死亡者、または死産当時に本市の住民である方の死産児の火葬をするにあたり、以下のいずれかに該当するとき

- ①本市火葬場が工事により休場する期間に他市で火葬をしたとき
- ②本市火葬場の使用許可を受けた方で、火葬場の施設およびその設備の故障などにより他市で火葬をしたとき
- ③本市火葬場が1日の最大予約数に達していたため、他市で火葬をしたとき

### 持ち物

- ・火葬許可証（埋葬許可証、火葬場使用許可証）の写し※1
- ・申請者の印鑑（認印可）
- ・火葬場使用料の領収書の写し※2
- ・振込先となる申請者の金融機関の口座番号のわかるもの
- ・委任状（火葬を実施した者以外が申請する場合）

※一部の火葬場では「火葬許可書」という別の書類を発行しているためご注意ください。火葬許可証を紛失した場合は、利用した火葬場のある自治体へお問い合わせください。

※火葬場使用許可証の中に領収部分が記載されている場合は、火葬場使用許可証のみでかまいません。

### 期限

火葬日から3か月以内

### 手続きができる人

火葬を実施した方または火葬を実施した方から委任された方

### 窓口

クリーンセンター 生活環境課  
生活衛生係  
☎0438-36-1432

## 木更津市営霊園

### A 木更津市霊園一般墓地埋蔵届

焼骨を木更津市霊園へ埋蔵したいとき

#### 持ち物

- ・ 死亡者の火葬許可証原本または改葬許可証原本
  - ・ 一般墓地使用許可証（無い場合は再交付可）
- ※本市霊園以外の墓地などに埋蔵、納骨する場合は、墓地管理者（寺社などの営む墓地は住職など、共同墓地や個人墓地は代表管理者）へ届け出る必要があります。

#### 期限

原則埋蔵する予定日より前

#### 手続きができる人

木更津市霊園使用者（現名義人）

#### 窓口

クリーンセンター 生活環境課  
生活衛生係  
☎0438-36-1432

### B 一般墓地使用許可申請

木更津市霊園内に新たに墓地区画を購入したいとき

#### 持ち物

- ・ 申請者の住民票
  - ・ 火葬許可証の写し
  - ・ 死亡者と申請者の続柄がわかる戸籍謄本の写し（火葬許可証で確認できる場合は不要）
- ※事前に墓地の空き状況をご確認ください。

#### 期限

なし

#### 手続きができる人

死亡者の親族（木更津市に申請時も引き続き2年以上住民票を置いている方）

#### 窓口

クリーンセンター 生活環境課  
生活衛生係  
☎0438-36-1432

## C 木更津市霊園一般墓地使用権承継届

木更津市霊園使用者が亡くなられたとき

### 持ち物

- ・ 死亡者の火葬許可証もしくは除籍謄本の写し
- ・ 手数料300円
- ・ 死亡者と申請者の続柄がわかる戸籍謄本の写し  
(火葬許可証もしくは除籍謄本にて確認できる場合は不要)
- ・ 一般墓地使用許可証 (無い場合は再交付可)
- ・ 現住所のわかるもの(運転免許証や被保険者証などの写し、  
火葬許可証にて確認できる場合は不要)

### 期限

使用者が死亡してから3年以内(期限を過ぎると墓地使用の権利が取消され、撤去・改葬の対象となる)

### 手続きができる人

死亡者から名義を引き継ぎ新たに霊園使用者となる方

### 窓口

クリーンセンター 生活環境課  
生活衛生係  
☎0438-36-1432

## D 合葬式墓地使用許可申請

木更津市霊園内合葬式墓地納骨壇を確保し、焼骨を納骨したいとき

### 持ち物

- ・ 申請者の住民票もしくは死亡者の除票など(許可の要件は申請者が申請時点で2年以上木更津市に住所を置いている方、もしくは死亡者が過去に引き続き2年以上木更津市に住所を置いていたことが確認できる方です)
- ・ 火葬許可証の写し
- ・ 死亡者と申請者の続柄がわかる戸籍謄本の写し(火葬許可証で確認できる場合は不要)

### 期限

なし

### 手続きができる人

死亡者の親族(配偶者と3親等以内の血族、2親等以内の姻族)  
※上記以外にも死亡届出人が申請できる場合があります。詳しくは生活衛生課までお問い合わせください。

### 窓口

クリーンセンター 生活環境課  
生活衛生係  
☎0438-36-1432

## A 犬の登録事項変更届出書

本市に登録されている犬の登録情報のうち、市内間での変更が生じたとき（市外の方に譲渡した場合は新飼い主の属する自治体へ届出）

### 持ち物

- ※電話でも受付可能です。
- ※オンラインでも申請可能です。

《アドレス》

<https://logoform.jp/form/2dPg/245576>

### 期限

変更後速やかに

### 手続きができる人

犬の（新）飼い主

### 窓口

クリーンセンター 生活環境課  
生活衛生係  
☎0438-36-1432

## 農地森林

### A 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

農地（地目が田・畑）の相続を受けたとき

#### 持ち物

- ・ 相続された土地が確認できる書類（登記簿謄本や遺産分割協議書など）

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

相続人

#### 窓口

朝日庁舎 農業委員会事務局  
☎0438-23-8693

### B 森林の土地の所有者届出

地域森林計画対象森林の土地の相続を受けたとき

#### 持ち物

- ・ 土地の位置を示す地図
  - ・ 土地の登記事項証明書またはその他届出の原因を証明する書面（遺産分割協議の協議書や登記完了証など）（写しも可）
- ※届出の対象の森林であるかの確認は農林水産課にお問い合わせください。

#### 期限

所有者となった日から 90 日以内

#### 手続きができる人

相続人

#### 窓口

朝日庁舎 農林水産課  
農林土木係  
☎0438-23-8453

### C 生産緑地（特定生産緑地）の相続にかかる手続き（買取りの申し出）

生産緑地（特定生産緑地）の所有者が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 本人確認書類
- ・ 関係性が確認できる戸籍謄本を求める場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

#### 期限

概ね生産緑地の所有者が亡くなってから 1 年以内

#### 手続きができる人

相続人

#### 窓口

朝日庁舎 市街地整備課  
公園整備活用係  
☎0438-38-6386

## 市営住宅

### A 退去届の提出または市営住宅承継入居承認申請書の提出

市営住宅の名義人が亡くなられたとき  
(退去または承継の手続きが必要)

#### 持ち物

- ・ 届出人の本人確認書類
- ・ 印鑑

※届け出により必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

入居者または親族

#### 窓口

朝日庁舎 住宅課  
市営住宅係  
☎0438-23-8598

### B 異動届の提出

市営住宅の入居者が亡くなられたとき

#### 持ち物

- ・ 届出人の本人確認書類
- ・ 印鑑
- ・ 死亡者の死亡の事実を確認できる書類 (死亡診断書 (コピー可)、住民票除票 (続柄・本籍の記載されたもの)、戸籍謄本などのうち、いずれかの書類※マイナンバーを記入した場合は書類を省略できます。)

#### 期限

速やかに

#### 手続きができる人

名義人または入居者

#### 窓口

朝日庁舎 住宅課  
市営住宅係  
☎0438-23-8598

# 上下水道

## 上下水道に関すること

亡くなられた方が下記のものに該当する場合は手続きが発生しますので、親族の方は速やかにお手続きをしてください。詳細は窓口までお問い合わせください。

| 区分  | 名称                                                                           | 窓口                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 上水道 | 水道の閉栓（水道使用中止届）                                                               | かずさ水道広域連合企業団<br>木更津営業所<br>☎0438-23-0741       |
|     | 使用者（名義人）などの名義変更<br>（水道使用者変更届、送付先変更届）                                         |                                               |
|     | 口座振替の名義人の名義変更<br>（口座振替依頼書）<br>※口座振替する金融機関（木更津市、君津市、<br>富津市、袖ヶ浦市）の窓口で手続き可能です。 |                                               |
|     | 給水装置所有者の名義変更                                                                 | かずさ水道広域連合企業団<br>工務課<br>給水装置班<br>☎0438-38-4609 |
| 下水道 | 下水道事業受益者負担金を<br>分割納付中の方                                                      | 下水道推進室 業務係<br>☎0438-36-2700                   |
|     | 木更津市水洗便所改造事業<br>資金借入を受けて毎月返済中の方                                              |                                               |
|     | 井戸水のみ利用の下水道使用者                                                               |                                               |

## 市役所以外で行う主な手続き一覧

| 対象                                 | 主な手続き                         | チェック                     | 問い合わせ先                                                                        |
|------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生（共済）年金                           | ■未支給年金請求<br>遺族厚生年金請求など        | <input type="checkbox"/> | 日本年金機構 木更津年金事務所<br>新田 3 丁目 4 番 31 号<br>☎0438-23-7616<br>(音声ガイダンス①→②)          |
| 健康保険<br>(国民健康保険または<br>後期高齢者医療保険以外) | ■埋葬料(費)の支給申請など                | <input type="checkbox"/> | 亡くなられた方が加入されていた<br>健康保険組合                                                     |
| 国税関係                               | ■相続税手続き<br>■所得税・消費税の申告<br>手続き | <input type="checkbox"/> | 木更津税務署<br>富士見 2 丁目 7 番 18 号<br>☎0438-23-6161                                  |
| 不動産登記関係                            | ■土地や家屋等移転登記                   | <input type="checkbox"/> | 千葉地方法務局 木更津支局<br>東中央 3 丁目 1 番 7 号<br>☎0438-22-2531                            |
| 遺言書                                | ■検認・開封                        | <input type="checkbox"/> | 被相続人や相続人の住所地を<br>管轄する各家庭裁判所                                                   |
| 相続放棄                               | ■相続放棄の申立                      | <input type="checkbox"/> |                                                                               |
| 遺産分割協議                             | ■遺産分割協議の申立                    | <input type="checkbox"/> |                                                                               |
| 特別永住者証明書<br>在留カード                  | ■返納                           | <input type="checkbox"/> | 東京出入国在留管理局<br>千葉出張所<br>千葉市中央区千葉港 2 番 1 号<br>千葉中央ミューニティーセンター内<br>☎043-242-6597 |
| 生命保険など                             | ■死亡保険金の請求<br>■入院給付金の請求など      | <input type="checkbox"/> | 加入していた生命保険会社<br>または代理店                                                        |
| 損害保険など                             | ■名義変更・解約など                    | <input type="checkbox"/> | 加入していた損害保険会社<br>または代理店                                                        |
| 預貯金口座など                            | ■口座凍結の解除                      | <input type="checkbox"/> | 各金融機関など                                                                       |
| 株式など                               | ■名義変更                         | <input type="checkbox"/> | 証券会社など                                                                        |
| 国債など                               | ■記名変更<br>■償還金受領               | <input type="checkbox"/> | 償還金支払場所または<br>証券保管証書に記載の郵便局                                                   |
| クレジットカード                           | ■解約                           | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                                                         |
| 固定電話・携帯電話                          | ■契約承継・解約                      | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                                                         |
| インターネット                            | ■名義変更・解約など                    | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                                                         |
| NHK受信料                             | ■名義変更・解約                      | <input type="checkbox"/> | フリーダイヤル<br>☎0120-151515<br>有料ダイヤル<br>☎050-3786-5003                           |

## 市役所以外で行う主な手続き一覧

| 対象        | 主な手続き    | チェック                     | 問い合わせ先                               |
|-----------|----------|--------------------------|--------------------------------------|
| 電気・ガス料金など | ■名義変更・解約 | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                |
| ケーブルテレビ   | ■名義変更・解約 | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                |
| 自動車運転免許証  | ■返納      | <input type="checkbox"/> | 木更津警察署<br>潮見1丁目1番地5<br>☎0438-22-0110 |

## 木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者

事業系ごみ（商店・飲食店・事務所など事業活動に伴うごみ）、家電リサイクル法対象品（テレビ・エアコン・洗濯機および衣類乾燥機・冷蔵庫および冷凍庫）、引っ越しで出る多量ごみ、その他ご自分で処理できない家庭ごみなどの収集・運搬を行います。

| 事業者名              | 所在地           | 電話番号         |
|-------------------|---------------|--------------|
| (有)アスカ（ほたる野地区限定）  | ほたる野3丁目6番地11  | 0438-98-5118 |
| (有)長田             | 八幡台1丁目3番7号    | 0438-36-1004 |
| (株)金田臨海総合（金田地区限定） | 瓜倉985番地       | 0438-41-1728 |
| (有)木更津清掃社         | 中野143番地       | 0438-40-1111 |
| 木更津リサイクル(株)       | 潮見6丁目16番地3    | 0438-37-7007 |
| (株)共進社            | 岩根4丁目9番19号    | 0438-41-6255 |
| (有)グリーン           | ほたる野4丁目10番地20 | 0438-71-5005 |
| (有)栗原商店           | 高砂1丁目9番26号    | 0438-41-2558 |
| (有)大丸運輸           | 潮浜2丁目1番地31    | 0438-37-0303 |
| (有)丸三清運           | 戸国421番地       | 0438-53-2277 |

※料金などの詳細は、収集運搬許可業者に直接お問い合わせください。

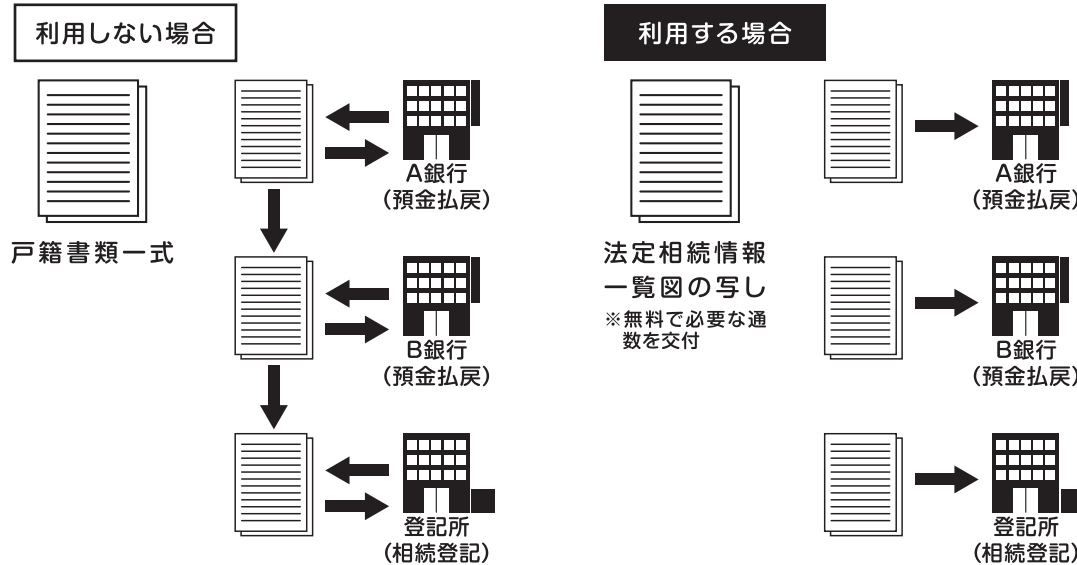
あなたの手続きを応援します！

## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、  
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。  
この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度



### POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

## 制度の概要

### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



### ③ 利用

各種相続手続にお使いください。



### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続は専門家※2に依頼することも可能です。

※2弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

## 記入される前にお読みください

※必ず委任者が全ての事項をボールペン（消えるボールペン不可）で記入し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、

委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日から、3ヵ月以内に申請してください。

※この委任状はコピーしてご利用ください。

## 委任状

(宛先)木更津市長

令和 年 月 日作成

## 委任者

住所

氏名

印

生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日

連絡先電話番号 — —

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

## 代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

委任事項（委任する事項に✓を付してください）

☐ 住民異動手続き（転入・転居・転出・世帯主変更）

☐ 戸籍（除籍）謄抄本、改製原戸籍謄抄本、  
住民票（除票）の交付申請及び受領

☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領

☐ 年金請求手続き

☐ その他

※本人が病気などで委任状の自署が困難なときには代筆ができます。

代筆するときは本人の押印及び拇印と自署ができない理由、代筆者の氏名・住所を付記してください。

# 戸籍証明書等の郵送請求書

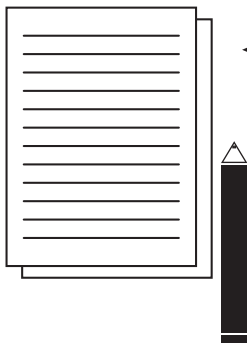
市長あて

|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 |                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本籍                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 |                                                                                                                                                                                                |
| 筆頭者                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                     | ※戸籍のはじめに書いてある人 ※亡くなられていても変わりません |                                                                                                                                                                                                |
| 番号（必要なもの）を○で囲んで下さい。                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 | 個人事項証明・抄本・身分証明書・附票個人のときは、必要な人の氏名を必ず記入して下さい                                                                                                                                                     |
| 1                                                                                             | 戸籍全部事項証明（謄本） 450円                                                                                                                                                                                                                   | 通                               |                                                                                                                                                                                                |
| 2                                                                                             | 戸籍個人事項証明（抄本） 450円                                                                                                                                                                                                                   | 通                               | ◎必要な人の氏名                                                                                                                                                                                       |
| 3                                                                                             | 改製原戸籍謄本または抄本（昭和） 750円                                                                                                                                                                                                               | 通                               |                                                                                                                                                                                                |
| 4                                                                                             | 改製原戸籍謄本または抄本（平成） 750円                                                                                                                                                                                                               | 通                               |                                                                                                                                                                                                |
| 5                                                                                             | 除籍謄本または抄本 750円                                                                                                                                                                                                                      | 通                               | 相続の場合は必ず記入して下さい<br>（ ）様死亡に伴う手続きで、<br><input type="checkbox"/> 死亡した人の出生から死亡までが 各（ ）通必要<br><input type="checkbox"/> 死亡した人の婚姻から死亡までが 各（ ）通必要<br><input type="checkbox"/> （ ）と（ ）の関係が わかるものが（ ）通必要 |
| 6                                                                                             | 戸籍の附票（全員または個人）300円<br>※使用目的などの欄に必要な住所を記入                                                                                                                                                                                            | 通                               |                                                                                                                                                                                                |
| 7                                                                                             | 身分証明書 300円                                                                                                                                                                                                                          | 通                               |                                                                                                                                                                                                |
| ※全部事項証明、謄本とは、その戸籍の全部、個人事項証明、抄本とは、その戸籍の個人のものを写したものです                                           |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 |                                                                                                                                                                                                |
| 最近2週間以内に戸籍の届出をした方は、記入して下さい                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 |                                                                                                                                                                                                |
| 令和 年 月 日に（ ）届を（ ）市区町村に提出                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 |                                                                                                                                                                                                |
| 附票請求の場合                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                     | 必要な住所がある場合は、記入してください。           |                                                                                                                                                                                                |
| 請求書                                                                                           | 住所                                                                                                                                                                                                                                  | 〒 -                             | 昼間連絡のつく電話番号                                                                                                                                                                                    |
|                                                                                               | 氏名                                                                                                                                                                                                                                  |                                 | 筆頭者との続柄<br>本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他（ ）                                                                                                                                                            |
| 使用目的                                                                                          | <input type="checkbox"/> （ ）年金の（ ）手続きのため（ ）へ提出<br><input type="checkbox"/> 不動産の名義変更の手続きのため（ ）へ提出<br><input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の作成のため（ ）へ提出<br><input type="checkbox"/> 保険金請求のため（ ）へ提出<br><input type="checkbox"/> その他 _____ |                                 |                                                                                                                                                                                                |
| ・手数料は、郵便局の定額小為替（無記名で切り取りのない状態）でお願いします。<br>※現金・切手・印紙不可<br>・ご請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地に返送させていただきます。 |                                                                                                                                                                                                                                     |                                 |                                                                                                                                                                                                |

※戸籍に関する証明書を郵送で請求する場合は本籍地の市区町村でしか取得できません。  
 詳細は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

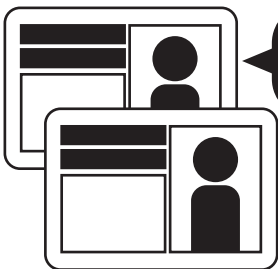
## 郵送申請までの流れ

### ① 申請用紙に記入する



電話番号を忘れずに!

### ② 顔写真付きの身分証をコピーする



有効期限内のものを  
両面(表・裏)コピー

※マイナンバーカードの  
裏面コピーは不要です

### ③ 定額小為替を郵便局で購入する

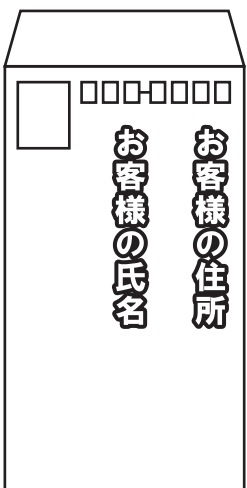


記入や切り取りはせず、  
控えを保管します

| 定額小為替証書 |      | 控え   |
|---------|------|------|
| 450円    | 450円 | 450円 |

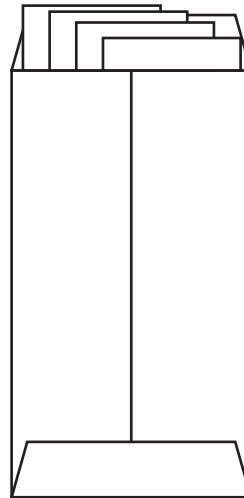
※お釣りのないようにご用意ください

### ④ 返信用封筒を用意する



切手を忘れずに!

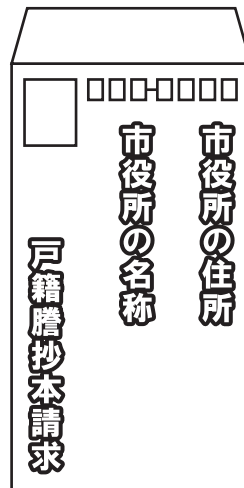
### ⑤ 市役所行きの封筒に①～④を封入する



裏

用意ができたものに  
☑する

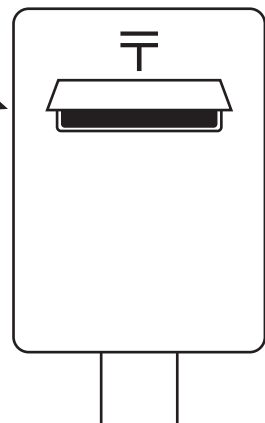
- ① 申請書 ☐
- ② 身分証のコピー ☐
- ③ 定額小為替 ☐
- ④ 返信用封筒 ☐



表

戸籍謄抄本を請求する  
① 市役所の住所  
② 市役所の名称(宛先)  
③ 戸籍謄抄本請求である  
旨を記載する

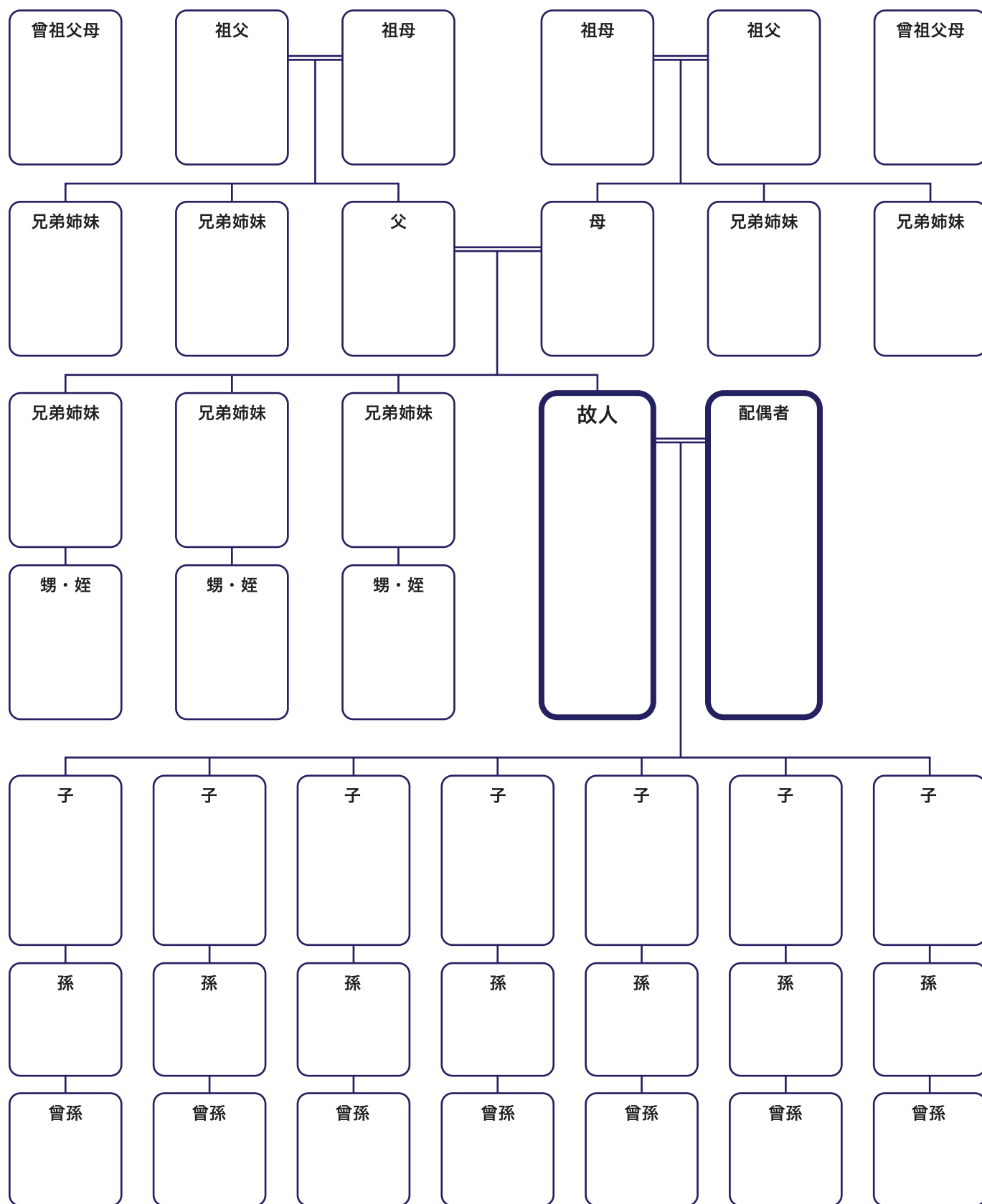
全ての用意ができたなら  
ポストへ投函!



### この書類の提出先

〒 \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 市役所  
連絡先 \_\_\_\_\_

## ご遺族メモ／家系図



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) と40ページを御覧ください。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]



# 相続のこと ご相談ください



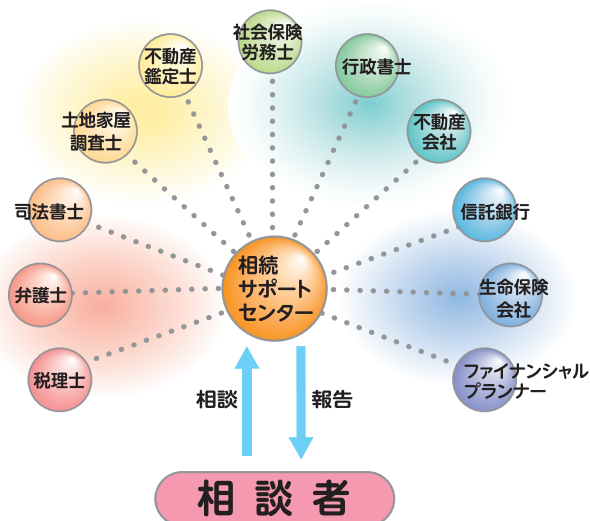
## 初回の無料相談だけで問題が 解決することも…!

相続の手続きは「手間がかかる」「専門家でないとなし」というものが非常に多く、手続きをする機関として、税務署、法務局、市役所、銀行など様々で、提出書類も多いというのが特徴です。これら一連の手続きを「自分で行くか?」「専門家に依頼するか?」の判断については、まず、相続サポートセンターにご相談ください。相続手続き一連のスケジュール等をご説明いたしますので、「**自分でできる手続き**」と「**専門家に依頼したほうがよい手続き**」とを区分してご検討いただけます。なかには、専門家に依頼する費用をデメリットと捉えて、自分で手続きされる方もいらっしゃいます。

※2回目以降のご相談と専門的な手続きをご依頼される場合は有料となります。



## 専門家のネットワークと親身の アドバイスが、相談者の力になります。



## 相続に関する 身近な相談窓口ができました。

### ごあいさつ

相続は一般の方々にはなじみが薄く、法律や財産に「人の心」が複雑に絡み合い難しい分野です。特に、相続を初めて経験する人は、何をどの誰に相談してよいのかもわからないのが現状です。専門家からの有効なアドバイスが無かったために、「損」をしてしまったという話しもよく聞きます。こうした、なかなか人に聞くことが出来ない「相続の問題」を相続サポートセンターが解決いたします。相続サポートセンターは、相続に関する幅広い知識、専門家のネットワークにより、相談者の立場に立った総合的なアドバイスができる**相談窓口**です。



相続サポートセンター  
代表 石渡 正明

税理士・行政書士・CFP®  
NPO法人相続アドバイザー協議会  
認定会員 上級アドバイザー  
税理士法人新日本 代表社員  
(株)石渡会計事務所 代表取締役

## 相続サポートセンター



税理士法人 新日本 石渡会計事務所

〒292-0054 千葉県木更津市長須賀572-7 受付時間 / 平日8:30~17:00

**☎0438-25-4151**

税理士 木更津

検索



# 初回相談無料！

相続の手続き不安や疑問はありませんか？



## 大変な相続の手続きは、 『頼れる街の法律家』へお任せください

複雑で手間のかかる相続のお手続き、ご相談承ります  
“終活”の遺言書の作成も承ります  
 その他土業との連携で多様な手続きを一括でサポート致します

煩雑な手続き  
一括サポート



その他の土業と連携  
して一括サポート！

土祝も営業



平日は仕事の方も  
安心して相談できます。

訪問サポート  
無料



無料でご訪問も  
いたします。



行政書士 門澤秀徳

「個人事務所だからこそ代表の行政書士が最後まで責任をもって対応いたします。ご遺族さまの些細な不安まで解消できるように努めます。どんな事でもご相談ください。」

まずはお気軽にご相談ください

☎090-2721-5602

## 門澤秀徳行政書士事務所

〒292-0805

千葉県木更津市大和2-16-13門澤ビル

営業時間：09:00～19:30 土祝祭日も営業しております！

電話：0438-23-3288

※門澤秀徳行政書士事務所にお問合せの際は広告内記載の携帯電話番号まで

ホームページはこちら



# 地元、君津市で50年！ ベテランスタッフが丁寧に対応いたします

## こんな時はお気軽にご相談ください

### 遺品整理

大切な人の思い出を  
ゴミとして捨てられ  
たくない

### 生前整理

自分が亡くなった  
あと、家族に迷惑を  
かけたくない

### 特殊清掃

汚染物撤去や除菌・  
消臭など自分だけ  
ではできないもの

### ゴミ屋敷の清掃

どこから  
片づけていいのか  
わからない

### 遺品のお買取

そのまま  
処分するのは  
もったいない

### お片付け

最近、身体が  
思うように  
動かない

## 小櫃清掃社の遺品整理・生前整理は 追加料金は一切かかりません！



### 遺品整理・生前整理の基本料金

| 間取り      | 料金の目安         |
|----------|---------------|
| 1K・1DK   | 38,500円(税込)～  |
| 1LDK・2DK | 55,000円(税込)～  |
| 2LDK・3DK | 88,000円(税込)～  |
| 3LDK     | 132,000円(税込)～ |
| 4LDK     | 165,000円(税込)～ |

※表は概算料金です。 ※実際の料金は現地にお伺い後にお見積りさせていただきます。  
※お見積り時に内訳の明細をお渡しいたします。

基本料金に含まれる  
サービス

貴重品・処分品の  
仕分け作業

整理後の簡易清掃

## 遺品整理以外でお悩みの方もお相談ください 相談・お見積り無料 まずはお気軽にご連絡ください！

お問合せ **0439-27-0881** 受付時間 8:00～17:00

環境にもっとやさしさを。

**OBITSU 有限会社小櫃清掃社**

〒292-0443 千葉県君津市寺沢156  
定休日 第2・4土曜日/日曜日・祝日



千葉県公安委員会許可 第441290000657号 時計・宝飾品商 <https://obitsu-ihinseiri.com>

保険金定額  
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

# 終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の  
おすすめポイント

1  
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月  
まで申込可能!!

2  
Point

加入審査も

告知だけ  
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと **[相談無料]**

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号  
電話: 092-474-4444  
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webで  
お申し込みは  
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001

# ご供養のことならご相談ください。

明治38年創業以来百余年  
宗教用具専門店としてご供養のお手伝いをしております。



駐車場あります  
(店頭、契約パーキング)

エレベーターで2階まで  
らくらく移動できます

各宗派に対応できる  
専門店の品揃え

カタログの金額より  
仏壇仏具割引中

日本製鉄君津労働組合指定店会



お気軽にご相談ください  
ご自宅にもお伺いできます

◎ご供養のお手伝い

◎位牌・  
ステンレスプレート  
(市営霊園対応)

◎新盆のレンタル

## 割引券

本誌ご持参で  
店頭価格より

**10%割引**

※他割引との併用不可  
※除外品あり

地元に愛されて百余年  
仏壇・仏具・神棚の専門店

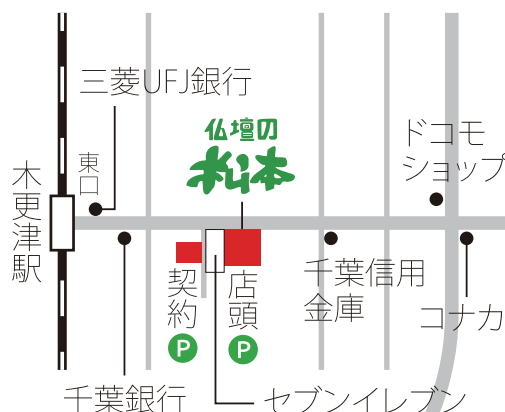
仏壇の**松本**

TEL0438-23-2676  
木更津市大和2丁目2-2



仏壇公正取引協議会会員

ホームページ



自然が見守る緑豊かな

# 三舟霊園

宗教自由

大切な人との思い出に浸るひとときを。

芝墓地



一般墓地



新型プレート葬 ひだまり



●永代使用料

| 永代使用料 (1.5㎡) | 区画面積 | 永代使用料    | 年間管理費  |
|--------------|------|----------|--------|
| 19.5万円～      | 1.5㎡ | 195,000円 | 3,000円 |
|              | 2.0㎡ | 260,000円 | 4,000円 |
| 芝墓地          | 1.5㎡ | 195,000円 | 5,000円 |

- ・ご遺骨が無くても購入ができます。
- ・建墓ローンも取り扱っております。
- ・大きい区画もご相談下さい。
- ・継承者がいない方もお求めできます。
- ・合祀がなく永代に亘りお護りします。
- ・蓋に氏名を彫刻いたします。

お一人様 40万円～

永代管理料 5万円  
永代使用料 5万円  
(各一括前納)

|      | 2名の場合 | 3名の場合 |
|------|-------|-------|
| 50万円 | 60万円  |       |
|      | 4名の場合 | 5名の場合 |
| 70万円 | 80万円  |       |

新型プレート葬 ひだまりや芝墓地、一般墓地とご家族に合ったお墓が選べます。

三舟霊園 管理事務所／富津市前久保314 受付時間／9:00～17:00

霊園概要 ●許可番号:第H30-1号 ●許可年月日:平成30年11月14日 ●経営主体(宗)成田山木更津教会

☎0439-88-2000

- 会社名:木更津石材株式会社
- 所在地:千葉県木更津市矢那4385-1
- TEL:0438-52-3131

<http://www.kisarazu.co.jp>

創業江戸天保年間  
お客様からの信頼には理由があります

ご葬儀の事なら  
お任せください

2025年オープン

# 家族葬ホール あじさい会館

## 家族葬 総額プラン

(会葬10名・会食10名目安)

NEW 家族葬ホール あじさい会館

鹿島会館

2つの式場 共通プラン

プラン58



基本プラン料金 44万円

プラン77



基本プラン料金 66万円

プラン87



基本プラン料金 77万円

基本プラン料金に加え ●ご遺体搬送(市内病院～市内) ●施行管理費 ●返礼品(2,200円×10個)  
●通夜料理(オードブル10名分) ●葬儀料理(精進3,300円×10名分)

かじま共済会 会員価格

58万1,680円(税込)

かじま共済会 会員価格

77万9,680円(税込)

かじま共済会 会員価格

87万8,680円(税込)

鹿島商店でお葬式をされた90%の方は事前相談をされています。なんでもご相談下さい！  
経験豊富なスタッフが悩み解決まで親身になって対応します。

地域で暮らす人々の最後を「優しく」「温かく」心をこめて…  
老舗ならではの経験豊かなスタッフが様々なご要望にお応えいたします。

会館見学・事前相談無料!! 随時対応

葬儀の手配 ご相談は 年中無休24時間対応

かじましょうてん フリーダイヤル  
真・心・葬儀 鹿島商店

鹿島会館・芙蓉会館

〒292-0801 千葉県木更津市請西1-11-12  
TEL:0438-36-3759 FAX:0438-37-3511  
<https://www.kajimasyouten.co.jp/>

0120-36-3759

HP



Facebook



X(旧 Twitter)



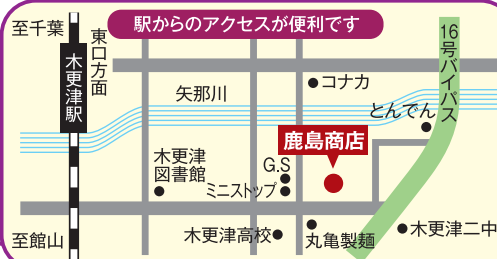
鹿島  
会館

家族葬ホール



芙蓉  
会館

一般葬ホール



※家族葬であっても駐車場が必要です。駐車場完備の当社にお任せください。

『信頼できる業者に全て一括で対応して欲しい』の  
ご要望にお応えしました!!



株式会社  
**AGOT** にお任せ下さい。

思い出の整理と新たな一歩を支援

故人様の大切な思い出の品を、ご家族に代わって真心込めて整理いたします。  
お片付けからその後の清掃、供養、相続や売却などの手続き、遺品整理で出た  
品物のお買取りまで、アゴットならワンストップで対応可能になります。



女性スタッフによる温かみのある対応

お部屋の中の作業は女性スタッフが中心になって行います。  
男性に見られるのは・・・というお声に配慮しております。



スペシャリストによる確かな技術

遺品整理士、事件現場特殊清掃士などの遺品整理に欠かせない技術を持ったスペシャリストが遺品整理、生前整理、特殊清掃を行っております。



SDGsへの取組み

家具や雑貨は海外に輸出してリユースし、家電、衣類、紙は可能な限りリサイクルします。大切にしていた品物を捨てるのではなく『つなぐ』それも我々の使命だと考えています。

古物商許可証 千葉県公安委員会許可 第441400001439号 一般廃棄物は提携業者に委託しています

一般社団法人遺品整理士認定協会 地域統括事業所 認定第 IS10360 号

株式会社AGOT(アゴット)

☎ **0120-944-633**

✉ agotplanning@gmail.com

🌐 <https://agot-chiba.com/>

📍 〒264-0028 千葉県千葉市若葉区桜木6丁目21-3

【受付時間】 8:00 ~ 20:00

詳しくはHPをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶



貴金属、切手、古銭、骨とう品、ブランド品  
買取専門店始めました!

全国チェーン店にお任せを!

☎ **0120-929-700**

✉ tsurusawacho@otakaraya.jp

📍 千葉市中央区鶴沢町5-7

【営業時間】 10:00 ~ 18:00 年中無休

# 不動産に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

スピード対応

売却して  
即現金化したい

空家になるので  
売りたい

残置物を  
そのまま  
買取してほしい

相続登記を  
してないけど  
売りたい

お困りでは  
ありませんか？

※弊社指定の司法書士にて  
一連のお手続きを行います。

不動産売却・不動産相続のことなら



## 千葉県不動産買取センター

【受付時間】9:00～18:00 【定休日】毎週水曜日

市原市五井中央東2丁目8番地5（運営：株式会社GOLD土地建物）

<https://chiba-realestate.com/>

お気軽に  
お問い合わせください

☎ 0436-37-4864

千葉県知事(2)第17362号

公式ホームページ  
売却査定はこちらから!!



# 木 更 津 市 の 相 続 ・ 法 律 相 談 は 私 に お 任 せ く だ さ い

あなたの「困った」に  
迅 速 対 応  
解決まで安心サポート

相 続 人 調 査

遺産分割手続（協議・調停等の代理）

使 途 不 明 金 に 関 す る 対 応

遺 留 分 侵 害 額 請 求 の 対 応

遺 言 作 成 に 関 す る ア ド バ イ ス

初 回 45 分  
無料相談実施中

ワンストップ  
サービスの実現

分かりやすい  
明 朗 会 計

※他土業の先生方と連携しお手続きを行います。

ま ず は お 気 軽 に お 電 話 で ご 連 絡 く だ さ い



**きみさらず法律事務所**  
KIMISARAZU LAW OFFICE

住 所：千葉県木更津市清見台東3丁目18番6号

営業時間：9:00～17:00

定 休 日：土日祝 ※ただし、新規のお客様に限りまして、月2回程度の夜間  
相談日と月1回程度の休日相談日を設けています。  
具体的な日程は当ホームページをご確認ください。

U R L：https://www.sodegaura-lawyer.jp/

📞 0438-40-4003

▼ ホームページ



▼ Youtube



弁護士 若林 侑

# 私たちにお任せください

木更津市での

相続税申告

相続手続き

遺言・贈与



当センターが選ばれる理由

①

相談経験豊富な専門家が  
初回相談を無料に対応！

②

税理士、行政書士が所属。  
相続手続一括対応可能

③

明確な料金体系！  
安心の事前見積もり

## 木更津相続サポートセンター

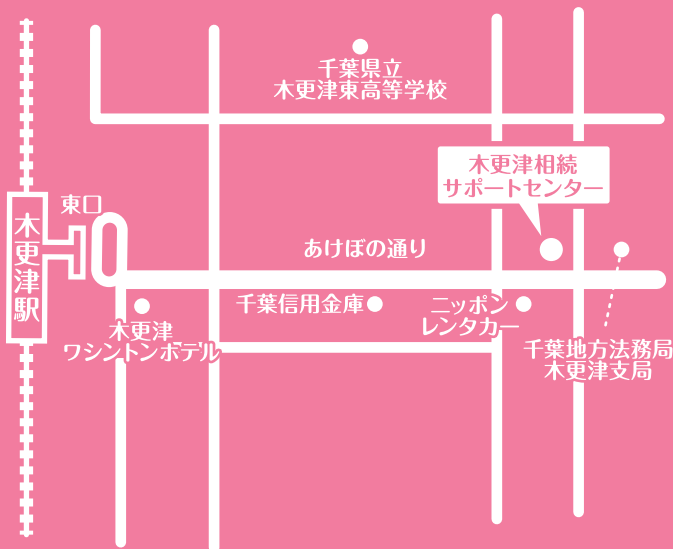
**運営** 行政書士法人木更津相続サポートセンター  
税理士法人吉田会計

**住所** 〒292-0057 千葉県木更津市東中央 2-4-14  
木更津東中央ビル 2 階

**フリーダイヤル** 0120-44-2767

**相続相談ご予約・受付時間** 9:00 ~ 17:00 (平日)

木更津駅より徒歩約 **10分**



**0120-44-2767**

受付時間：平日 9:00-17:00



# 相続不動産のご相談はお任せください

相続は「財産」と「家族の未来」を守ること。

房総の不動産を見つめて半世紀。

専門知識を持つ相続診断士が、お客様の大切な資産を守るため、住まいや不動産に係るあらゆるニーズにワンストップでお応えします。



私たち新昭和リビングズは、お一人おひとりに合わせ、さまざまなお手続きをワンストップでサポートします。

## 房総エリアでの確かな実績

新昭和グループの幅広いネットワークと半世紀にわたる豊富な取引実績

## 新昭和リビングズの感動査定

相談が早期解決の近道です。無料査定・安心査定・スピード査定・訪問査定・ネット査定

## 相続診断士による安心サポート

専門知識を持つ、相続診断士資格保有スタッフが、相続に係る最適なサポートを提供

## 法律に係る専門的サポート

協力業者最首総合事務所グループによるサポート。司法書士・行政書士・土地家屋調査士・弁護士・税理士



査定申込・売却相談などホームページからのお問い合わせも可能です。右記コードを読み取り、ホームページ内「不動産活用」のページをご覧ください。



不動産事業部 木更津店 木更津市東中央 2-3-24

**0438-38-3828**

お客様の暮らしと資産の価値を守る



**新昭和リビングズ**

株式会社 新昭和リビングズ 本社 / 千葉県木更津市ほたる野 1-18-1

建設業許可 千葉県知事許可 (般-3) 第 51490 号 / 宅地建物取引業者免許 千葉県知事 (5) 第 14500 号 / マンション管理業者登録番号 国土交通大臣 (5) 第 032584 号 / 一級建築士事務所 千葉県知事登録 第 1-2008-8654 号 / 賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣 (01) 第 0000840 号 / (公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟

発 行 木更津市役所  
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 2025年8月作成

本冊子は株式会社鎌倉新書との官民協働事業として、広告収入をもとに制作しました。